
平成 16年度税制改正に関する要望

日証協 平 15. 10

本協会、投資信託協会、全国証券取引所及び東証取引参加者協会は、9月に、「平成 16 年度税制改正に関する要望」事項（証券業報 9月号参照）を取りまとめ、関係各方面に提出した。

今般、この要望事項に要望理由等を加えた要望書を作成し、陳情活動に利用した。
本年度の要望の全文は以下のとおりである。

平成 1 5 年 1 0 月

平成 1 6 年度税制改正に関する要望

日 本 証 券 業 協 会
投 資 信 託 協 会
全 国 証 券 取 引 所
東証取引参加者協会

わが国経済の構造改革を円滑に推進し、デフレ経済の脱却を図り、景気回復を本格的なものとするためには、証券市場の活性化が欠かせないものと考えます。

そのためには、これまでの貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた「直接金融へのシフト」に向けて、既に国を挙げた総合的な取組みが徐々に実施・検討されつつありますが、政府において、「直接金融へのシフト」について具体的な目標を基に、施策が推進されることが望まれております。証券税制につきましても、こうした考え方により、骨太の改革をさらに本格的に推進していくべきであると考えております。

証券税制については、平成 1 5 年度税制改正において、証券市場活性化の観点、さらには金融・証券税制一元化の展望のもとに、個人投資家の株式譲渡益、株式配当金、株式投資信託の収益分配金等の課税について、大幅な軽減措置が講じられるとともに、確定申告を要しない簡素な課税の仕組みが導入され、預貯金並みの手軽さで証券投資を行うことができるようになるなど、これまでの証券界の要望に沿ったものとなっております。

証券界といたしましては、貯蓄優遇から投資優遇への流れをさらに確実にするため、引き続き、金融・証券商品の課税の一元化を進めるとともに、個人金融資産のうち株式等直接金融を支える商品の保有が欧米と遜色ない状況になるまでの間、時限措置とされている軽減税率について据え置くことや証券投資について一層優遇する措置が必要と考えます。

つきましては、平成 1 6 年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現方につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

証券市場の活性化のための税制措置

- イ 株式、株式投資信託を贈与・相続した場合における課税の軽減を図ること（５頁）
- ロ 株式累積投資（株式投資信託の累積投資を含む）及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とし、所得控除制度など優遇措置を設けること（日本版 P E P の導入）（５頁）
- ハ 申告分離課税とされている株式等の譲渡損益の通算対象に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式の配当金を加えること（６頁）
- ニ 証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債等に係る譲渡損益・償還差損益・利子について、上場株式等と同様の分離課税とするとともに、株式等の譲渡損益の通算対象に加えること（６頁）
- ホ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除について、その対象に株式投資信託に係る償還（解約）損・売却損を含めるとともに、繰越控除期間を３年間から５年程度に延長すること（７頁）
- ヘ 上場会社等が破綻した場合、当該上場会社等が発行した株式については、譲渡損として譲渡益課税の対象、さらには譲渡損失の繰越控除の対象に含めること（８頁）
- ト グリーンシート銘柄について、税制上の優遇措置を講じること（９頁）
- チ 公募株式投資信託の期中分配金・償還（解約）差益に係る支払調書の作成・提出を免除すること（１０頁）
- リ 配当の二重課税を廃止すること（１１頁）
- ヌ 従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、当該奨励金に対する給与所得課税を非課税とする又は課税の繰延べを行うこと（日本版 E S O P ）（１１頁）
- ル 直接金融の確実な定着まで、上場株式等の譲渡による所得や配当所得に関する税率（１０％）を継続すること（１２頁）

特定口座等に関する税制措置

（１３頁）

- イ 特定口座について上場株式等に限定されている譲渡損益の通算対象を株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益、売却損益、株式の配当金、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債等に係る譲渡損益・償還差損益・利子まで拡大すること

- ロ 元本1,000万円までの譲渡益非課税制度について、源泉徴収を選択された特定口座においても利用可能とすること

公社債取引に関する税制措置

- イ 内国法人の受け取る国外発行債の利子について源泉徴収を免除すること（14頁）
- ロ 振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の要件を緩和すること（14頁）
- ハ 非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子、発行差金についての非課税措置を延長すること（15頁）
- ニ 非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債以外の公社債）の利子について、源泉徴収を免除すること（16頁）
- ホ 外国法人の発行する短期外債（いわゆるサムライ電子CP）について、発行時の源泉徴収を免除すること（17頁）
- ヘ 非居住者・外国法人との債券現先取引の非課税制度について、恒久化又は適用期限を延長するとともに、対象債券の範囲を拡大し、当該取引に過少資本税制を適用しないこと（18頁）
- ト 非居住者・外国法人に対するTB（割引短期国債）、FB（政府短期証券）の償還差益に係る源泉徴収不適用の適用要件を緩和すること（20頁）
- チ 非居住者・外国法人が保有する振替国債の利子非課税制度について、本人確認の要件を実情に即した制度とすること並びに、適格外国仲介業者が特定振替機関等に振替国債の振替記載等を受ける際の要件を緩和すること（20頁）

投資信託等の活性化に向けた税制措置（22、23、24頁）

- イ 公募株式投資信託について、投資者が販売会社への買取請求で換金する際には、投資者に係る譲渡課税を上場株式と同様の税率とするとともに、販売会社がこれを信託財産に対してすみやかに解約請求することを条件に、販売会社が信託財産に対して解約請求した際の源泉徴収を免除すること
- ロ 不動産投資法人等について、株式に対して税制上の優遇措置や贈与・相続に係る軽減措置が手当てされる際には、同様の措置を講じること
- ハ 不動産投資法人等が現物不動産を売買する際に適用されている登録免許税を撤廃すること。少なくとも平成16年3月31日まで適用されている登録免許税の軽減措置を延長すること
- ニ 不動産投資法人に対して支払配当損金算入要件の一つとして課されている出資制

限については、不動産・不動産信託受益権等を主たる投資対象とする特定目的会社の優先出資証券への投資に関する制限を撤廃すること。また、不動産・不動産信託受益権等を主たる投資対象とする匿名組合契約に係る匿名組合出資については、制限対象に含まれないことを明確化すること

ホ 不動産投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金算入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること

ヘ 不動産投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件については、その判定上、利益超過分配金額を分母の額に含めないよう手当てすること

ト 証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金算入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること（特に、未公開株式を組入れたベンチャー証券投資法人において、組入れ未公開株式の評価を減損した場合、税務上との乖離が発生する可能性がある。）

確定拠出年金制度等に関する税制措置

（25頁）

イ 特別法人税を撤廃すること

ロ 拠出限度額を引き上げること

ハ 制度上、企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講じること

各要望項目の説明

証券市場の活性化のための税制措置

イ 株式、株式投資信託を贈与・相続した場合における課税の軽減を図ること

相続税は、相続、遺贈などにより財産を取得した者に対して、その取得財産の価額を課税標準として課税されるものですが、被相続人の蓄積した財産を相続開始の時点で清算する、いわば所得税の補完税としての機能や富の過度の集中を抑制する再分配機能を挙げることができます。また、贈与税は、相続税を補完することにより、相続税負担の回避を防止する役割を有しております。

このような機能や役割は認められるものの、現在、60歳以上の高齢者世帯に株式等の60%以上が集中している現状を踏まえると、証券市場の活性化を一層図る観点から、幅広い年齢層の投資促進に資するための一環として、贈与税・相続税について特例を設けることにより、世代間でバランス良く金融資産を保有されることが必要であると考えます。

つきましては、親子間等の株式、株式投資信託などの贈与（株式等への投資目的の金銭の贈与を含む）・相続について、リスク商品であることを考慮し、その評価額を「現行制度の70%相当額」又は「直近1年間のうち最も低い最終価格」のいずれかにより選択できるようにするとともに、相続時精算課税制度において認められている住宅取得資金の贈与の特例に倣い、株式、株式投資信託の贈与に係る特別控除制度を創設するなど課税の軽減を図る措置を講ずることを要望いたします。

ロ 株式累積投資（株式投資信託の累積投資を含む）及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とし、所得控除制度など優遇措置を設けること（日本版PEPの導入）

証券市場を育成し、個人投資家の証券市場への参加を促進するという観点に立てば、個人金融資産の大半を占める預貯金からリスクマネーへ資金を移動させる仕組みが求

められるため、証券投資について政策的に税制上のインセンティブを拡充する必要があります。

株式累積投資（株式投資信託の累積投資を含む）及び従業員持株制度は、少額の資金により継続的に株式や株式投資信託が購入できるため、証券投資が初めての方や投資経験が浅い方にも手軽に株式や株式投資信託への長期的な投資ができるものとなっております。

このため、間接金融から直接金融への資金シフトを促すとともに、個人投資家のリスク許容度を高め、証券投資を普及・拡大していく観点から、無理なく着実に積立投資を行う手段である株式累積投資（株式投資信託を含む）及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とした所得控除制度などの優遇措置の創設（日本版 P E P（注））を要望いたします。

（注） P E P（Personal Equity Plan 個人持株計画）とは、1987年にイギリスで導入された制度で、一定の額までの株式・株式投資信託等の売却益・配当を非課税とする投資促進政策をいいます。

- ハ 申告分離課税とされている株式等の譲渡損益の通算対象に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式の配当金を加えること
- ニ 証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債等に係る譲渡損益・償還差損益・利子について、上場株式等と同様の分離課税とするとともに、株式等の譲渡損益の通算対象に加えること

1. 株式投資信託について株式と同様の取扱いが必要

株式投資信託は、特に個人投資家にとっては、少額な資金で分散投資によるリスク軽減も図れ、専門家の調査・分析に基づく株式銘柄の選択や売買執行、先物取引等によるリスクヘッジの利用も可能となる等のメリットのある商品であります。このため個人投資家の株式市場への参加を促進するためには株式投資信託についても、株式に準じてリスクを取る商品であることを踏まえて、株式と同様の措置を講じる必要があります。

平成15年度税制改正により、株式投資信託の期中分配金、償還（解約）差益については、従来の利子並み課税を改め、配当所得としたうえで、株式等の譲渡益や株式配当金と同様、一律10%の源泉徴収税率とされております。

また、株式投資信託の償還（解約）差損及び売却損については、平成15年度税制改正により、株式等の譲渡益との通算が可能とされました。

しかしながら、株式等は譲渡益と譲渡損との通算が可能であるにもかかわらず、株式投資信託の償還（解約）差益については、株式等の譲渡損及び他の株式投資信託の償還（解約）差損との通算が認められておらず、このことが投資者にとって分かりにくいものとなっております。

2．簡素な税制が必要

現在の金融・証券に対する課税制度は、個々の所得の性格に着目して、利子所得、配当所得、譲渡所得等に分類し、それぞれの所得に応じて課税が行われており、投資者に極めて分かりにくいものとなっています。また、近年、金融商品が多様化、複雑化し、課税の取扱いが一層複雑さを増しております。

このようなことから、金融・証券商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平・中立に取り扱えるようにする必要があります。そのためには、中長期的に、金融・証券商品に係る所得について一元的に捉えることができる税制が望ましいと考えます。金融・証券税制の一元化を進めるに当たっては、まず、個々の金融・証券商品間の損益の通算を認めただうえで、単一の税率による課税を進めることが現実的対応であると考えます。

3．金融・証券税制の一元化へ向けた対応

つきましては、申告分離課税とされている株式等の譲渡損益の通算対象に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式の配当金を加えること、並びに、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債等に係る譲渡損益・償還差損益・利子について、上場株式等と同様の分離課税とするとともに、株式等の譲渡損益の通算対象に加えることを要望いたします。

ホ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除について、その対象に株式投資信託に係る償還（解約）損・売却損を含めるとともに、繰越控除期間を3年間から5年程度に延長すること

欧米諸国では、株式の譲渡に係る損失について無期限に繰越控除を認める等、個人投資家が直接、リスクマネーを供給しやすい制度を整備し、直接金融への資金シフト

を促しているところであります。

わが国でも、平成15年以降、3年間を限度とした損失繰越控除制度が創設されておりますが、3年間の繰越控除期間はリスクに応じた期間としては短く、これを拡大する必要があります。

また、現在、損失の繰越控除制度の対象は上場株式等のみとされておりますが、広く個人投資家に浸透している公募株式投資信託についても株式等と同様なリスク商品であることから、同制度の対象とすべきであると考えます。

国家的政策課題である「貯蓄から投資へ」の促進・実現に向けては、個人投資家のリスクに見合う優遇制度を拡充することが重要であることから、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を現行の3年間から5年程度に延長するとともに、繰越控除対象を公募株式投資信託に係る償還（解約）差損、売却損にまで拡大することを要望いたします。

へ 上場会社等が破綻した場合、当該上場会社等が発行した株式については、譲渡損として譲渡益課税の対象、さらには譲渡損失の繰越控除の対象に含めること

株式等の譲渡損益の計算については、実際に株式等の譲渡が行われた場合の損益のみについて認められております。

上場会社等が破綻した場合、当該上場会社等が発行した株式を譲渡できなければ、当該株式に係る損失はないものとされ、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象ともされません。

一方、特定中小会社（注1）が発行した特定株式を払込みにより取得した居住者については、当該特定株式が上場の日の前日までの期間内に価値を失ったことによる損失が発生した場合は、譲渡があったものとみなされることとされております。

上場会社等が法律の規定による会社の破産、再生手続、更正手続若しくは整理を必要とするに至ったときは、上場廃止日までの一定期間中は証券取引所の整理ポストに移されますが、整理ポストにおける取引については、需給の偏りによって、売り注文が約定できずに上場廃止日を迎え、投資者は当該会社の株式を売却することにより譲渡損とする機会を逸してしまうケースがあります。

また、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行については「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく特別公的管理開始が決定（注2）され、整理ポストを経ることなく上場廃止という事態になり、また、同時に株券の価格が法律により

0円とされたため、個人投資家は当該銀行が発行した株式について譲渡する機会が奪われたという経緯があります。

上場廃止等により譲渡できなかった株式等を保有している投資者が実質的に経済的損失を被っているにもかかわらず、当該損失が税法上の損失とされていない現状はリスクをとっている投資者にとってあまりにも不利であると考えられます。

株式等の譲渡益課税が申告分離課税に一本化され、個人投資家のリスク許容度を高めるために上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度が導入された現在、破綻会社が発行した株式を譲渡できなかったことによる損失について税法上の損失とみなすべきと考えます。

つきましては、上場会社等が破綻した場合には、上場廃止日において上場廃止日の時価等により、当該会社が発行した株式を譲渡し、再取得したものとみなすことができることとし、当該株式に係る損失を譲渡損として取り扱うとともに、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象とすることを要望いたします。

(注1) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第7条の2に規定する特定中小企業者に該当する株式会社をいいます。

(注2) 日本長期信用銀行は平成10年10月23日、日本債券信用銀行は平成10年12月13日に特別公的管理の開始が決定されております。

ト グリーンシート銘柄について、税制上の優遇措置を講じること

現在、わが国では起業活動の活性化・企業の育成に向けたさまざまな取り組みが行われているところです。そのためにはこれらの企業にリスクマネーを供給する直接金融市場の活性化が不可欠であるといわれています。

日本証券業協会では、未公開企業への資金調達を円滑ならしめ、また投資者の換金場を確保する目的で、平成9年7月から「グリーンシート」を開設・運営しております。

上場株式等については、平成15年度税制改正により譲渡益や配当金について優遇措置が講じられたところではありますが、未公開企業については、リスクマネーに対する取り組みが不十分なままとなっております。

個人投資家が、直接、産業へリスクマネーを供給するためには、各投資者がリスク

を取りやすい制度を整備することが必要であります。このような観点から、日本証券業協会が開設・運営するグリーンシート銘柄について、上場株式等と同様の優遇措置を設けることを要望いたします。

また、一定のグリーンシート銘柄を取得（転売による取得を含む）した場合には、現在、エンジェル税制として、特定中小会社の特定株式を払込みにより取得した場合に認められている特例と同様の措置を講ずることを要望いたします。

チ 公募株式投資信託の期中分配金・償還（解約）差益に係る支払調書の作成・提出を免除すること

公募株式投資信託は証券会社、銀行及び保険会社などにおいて幅広く販売されるなど、投資の入門商品として親しまれている商品であります。

平成１６年１月１日以後に支払を受けるべき公募株式投資信託の受益証券に係る収益分配金について、期中分配金が５万円（配当等の計算期間が１年以上である場合は１０万円）超の場合、また、償還（解約）差益が５万円超である場合、それぞれについて販売会社は支払調書を作成し、税務署に提出しなければなりません。

公募株式投資信託の収益分配金については、１０％（平成１６年１月１日から平成２０年３月３１日までの間）の源泉徴収が行われると、金額の多寡にかかわらず、申告不要（総合課税も選択可）とされております。

したがって、公募株式投資信託の収益分配金については、配当金額の多寡にかかわらず１０％の源泉徴収が行われると、実質的に課税関係が終了してしまうため、支払調書を提出する合理的理由はないと考えます。

また、外貨預金など他のリスク商品に対しては支払調書が提出されないことを考えますと、公募株式投資信託の収益分配金について支払調書が提出されることはバランスを欠くものと考えられます（上場株式等の譲渡益についても特定口座の源泉徴収口座を選択した場合は申告不要で支払調書及び年間取引報告書が税務署に提出されることはありません）。

つきましては、公募株式投資信託の期中分配金、償還（解約）差益に係る支払調書の作成・提出の免除を要望いたします。

リ 配当の二重課税を廃止すること

上場株式等の配当等（大口株主等が受け取るものを除く）につきましては、平成15年度税制改正により、源泉徴収税率が10%に軽減（平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間）されたほか、配当金額の多寡に関わらず申告不要とされております。

こうしたなかで、二重課税調整の仕組みとして、個人株主に対する配当控除（税額控除）制度、法人の受取配当等の一部益金不算入制度が設けられておりますが、配当所得に対する所得税と法人税との間の二重課税の調整はいまだ不十分のままとなっています。

また、平成14年度税制改正により、法人の受取配当等の益金不算入につきまして、その算入割合が80%から50%に引き下げられるとともに、特定利子（注）に係る措置が廃止され、二重課税がさらに強化されています。

イギリス、フランスなど欧州主要国においては、配当所得に対する二重課税排除の方式としてはインピュテーション方式が定着しており、また、アメリカにおいては現在のところ二重課税の調整が行われておりませんが、所得税において最高税率の大幅な引下げが行われております。

つきましては、受取配当等の益金不算入割合を見直すなど、二重課税の廃止を要望いたします。

（注）特定利子とは、明らかに株式等の取得のための負債利子とは認められない支払利子の額をいいます。

具体的には、社債の利子、金融保険業を主として営む法人、国又は地方公共団体からの長期借入金の利子、商品の販売代金等取引の対価として受け取った手形の割引料などが含まれます。

ヌ 従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、当該奨励金に対する給与所得課税を非課税とする又は課税の繰延べを行うこと（日本版E S O P）

従業員持株会は、従業員の福利厚生増進及び自社の経営への参加意識の向上を図ることを目的として組織され、その形態は民法上の組合であり、会員である従業員が

ら給与天引きにより拠出された資金をまとめ、自社の株式を継続して購入します。

また、買い付けた株式は従業員持株会の理事長名義となり、会員は拠出金に応じて持分を有することとなります。会社によっては奨励金が支給される場合もありますが、当該奨励金は給与所得として課税されます。

従業員持株制度は、少額の資金で株式投資を容易に行うことができ、従業員持株会を通じた当該会社への参加意識の高揚とともに、株式投資に親しむことができるといった利点を有しています。

同時に従業員持株制度は、個人の証券投資の拡大を図っていくための一つの方策として大きな意義を持つばかりではなく、従業員の福利厚生に資するといった機能も有しています。

証券市場を育成し、個人の証券市場への参加を促進するという観点に立って、従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、当該奨励金に対する給与所得の非課税又は課税の繰延べ（日本版 E S O P（注））とされることを要望いたします。

（注）E S O P（Employee Stock Ownership Plan）とは、アメリカにおいて導入されている「自社株に投資する退職給付制度」をいいます。

ル 直接金融の確実な定着まで、上場株式等の譲渡による所得や配当所得に関する税率（１０％）を継続すること

平成１５年度税制改正により、証券市場の活性化の観点から、個人投資家の上場株式等の譲渡益、配当金及び公募株式投資信託の収益分配金に対する課税について、税率を１０％とする軽減措置が講じられています。

しかし、いずれの税率の軽減措置についても時限的なものであり、かつその期間も５年間と比較的短期間であるため、間接金融から直接金融への資金の流れを確実なものとするための大きなインセンティブの効果が発揮されない可能性があります。

証券市場を育成し、個人投資家の証券市場への参加を促進するという観点に立って、個人金融資産のうち株式等直接金融を支える商品の保有が欧米と遜色ない状況になるまでの間、税制上のインセンティブとして軽減税率１０％の継続を要望いたします。

特定口座等に関する税制措置

イ 特定口座について上場株式等に限定されている譲渡損益の通算対象を株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益、売却損益、株式の配当金、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債等に係る譲渡損益・償還差損益・利子まで拡大すること

特定口座は、投資者の納税手続きの負担を軽減する観点から設けられた制度であり、年間取引報告書により簡易な申告で済ますことができるほか、源泉徴収口座を選択することにより証券会社が投資者に代わって納税を済ますことができるものです。

特定口座において取り扱うことができる有価証券は、上場株式等に限定されています。

投資者の簡素な納税を実現する観点から、株式等の譲渡損益の通算対象の範囲が拡大された場合には、それにあわせて特定口座における取扱対象も拡大することにより、投資者の申告納税手続きの簡素化を実現されるよう要望いたします。

ロ 元本１，０００万円までの譲渡益非課税制度について、源泉徴収を選択された特定口座においても利用可能とすること

居住者等が源泉徴収ありの特定口座を選択した場合につきましては、特定上場株式等（平成１３年１１月３０日から平成１４年１２月３１日までの間に購入又は払込みにより取得した上場株式等をいう。以下、同じ。）の譲渡の際、特定上場株式等を含めた譲渡所得等の金額の計算がされたうえ証券会社において源泉徴収されます。

このため、源泉徴収選択口座の場合は特定上場株式等に係る譲渡所得の非課税の特例の適用を受けることができず、一旦、一般口座に払い出して源泉徴収がされないような措置を講ずる必要があり、そのことが投資者にとっては、分かりにくく、また、非課税特例の円滑な適用を妨げることとなってしまいます。

特定上場株式等に係る譲渡所得の非課税の特例（緊急投資優遇措置）につきましては、源泉徴収を選択された特定口座でもその適用が受けられるよう要望いたします。

公社債取引に関する税制措置

- イ 内国法人の受け取る国外発行債の利子について源泉徴収を免除すること
- ロ 振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の要件を緩和すること

1．国外発行債の利子の源泉徴収免除

外貨建ての国外発行債は、円建ての国内発行債と比較して、現状では、利子収入が多く見込まれるとともに、為替差益を狙えることから、内国法人の資産運用において有力な手段であります。

また、国外発行債は、国内発行債と比較して、MTN（ミディアム・ターム・ノート）や仕組債など発行形態のバリエーションが比較的多いことなどから、内国法人の取引ニーズは高いといえます。

現在、内国法人が受け取る国外発行債の利子に対する源泉徴収税額のうち、確定申告の際に法人税額等から控除できる所得税額は、当該法人の所有期間に対応する部分に限られています。さらに、利子計算期間の途中で国外発行債の売買を行う法人は、将来発生する税負担を考慮した取引を行わざるを得ないため、国内債における課税玉と非課税玉の市場分断と同様の流通阻害要因が生じています。

内国法人にとって、源泉徴収制度は源泉分離課税制度が適用される個人と異なり、法人税等の前取りとしての性格を有するものであります。したがって、適正な徴税上の手当てが講じられれば、源泉徴収を廃止しても差し支えないと考えます。さらに、源泉徴収の廃止により資産運用が効率化されることになり、内国法人の公社債市場への参入が促進され、公社債流通市場の拡大・活性化が大きく期待されます。

つきましては、公社債の円滑な流通に資する観点から、内国法人が受け取る国外発行債の利子について、源泉徴収を免除されるよう要望いたします。

2．振替債の利子に係る源泉徴収免除法人の要件緩和

平成15年度税制改正により、公社債市場の流通の状況に鑑み、公社債の円滑な流通に資する観点から、資本又は出資の金額が1億円以上の内国法人が受け取る振替債の利子について指定金融機関と同様に源泉徴収が免除されていますが、それ以外の内国法人については、この特例を受けることができません。

資本又は出資の金額が1億円未満の内国法人は、特に短期の資金運用手段としての現先取引（注）のニーズが高いといわれています。しかしながら、これらの法人

が、指定金融機関である証券会社等との間で現先取引を行う場合には、当該法人が振替債を保有した時点で課税扱いとなりますことから、税相当額を考慮した現先レートでの取引とならざるを得ません。現在の低金利下では、そのような取引を行おうとするとマイナス金利となってしまう実態があるため、事実上、これらの法人は現先取引が行えない状況となっています。

源泉徴収の廃止が実現すれば、内国法人にとって資産運用が効率化され、また、公社債市場への参入促進、市場拡大が期待されます。

つきましては、公社債の円滑な流通に資する観点から、振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の要件（資本又は出資の金額 1 億円以上）を緩和されるよう要望いたします。

（注） 現先取引とは、条件付売買手法の一つで、一定期間後にあらかじめ定めた価格で買い戻す（売り戻す）ことを条件に公社債を売る（買う）取引のことを指します。短期の資金運用・調達手段であり、運用を目的としたものを買って現先、調達を目的としたものを売り現先といいます。

八 非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子、発行差金についての非課税措置を延長すること

1．民間国外債は資金調達の重要な柱

わが国企業による外債発行は、民間国外債の利子及び発行差金に対する非課税制度を基礎として拡大・発展し、わが国企業の資金調達の重要な柱の一つとなっております。同時に、これら社債は現在、海外の公私の投資者の重要な資産運用の対象にもなっているとともに、内外からの円の国際化要請にも貢献しております。

2．諸外国では民間国外債の利子等が非課税

国際資本市場において社債が競争力ある商品として成立するためには、自国企業が外国において発行する債券（民間国外債）の利子等に対して、国内源泉所得課税を行わないことが必須の要件であることから、アメリカ、イギリス等先進主要国では、国際資本市場における資金調達の重要性にも鑑みて、非居住者等の受け取る民間国外債の利子等の非課税扱いを一般化し、かつ、恒久化しております。このような状況の下で、仮に本制度を廃止されたと、非居住者等にとって、わが国企業の外債に対する投資魅力は著しく低下し、その発行が事実上不可能になると考えられ

ます。

3．非課税制度の適用期限の延長を要望

仮に、外債発行がストップすれば、わが国企業は、有力な資金調達先を失うという量的な問題が生じるだけでなく、内外の最も有利な市場において、様々な通貨により適時適切に資金調達を行う選択肢が奪われるため、調達コストの上昇も避けられません。

以上の諸点から、非居住者等への民間国外債の利子、発行差金の非課税措置を延長されるよう要望いたします。

二 非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債以外の公社債）の利子について、源泉徴収を免除すること

1．海外主要国では非課税

海外主要国では、公社債の利子等について、非居住者等に対する源泉徴収はほとんど行われておりません。1984年にアメリカでこの措置に踏み切ったのを皮切りにドイツ、フランス等の欧州諸国でも既に導入されております。これはかかる税が国際的規模で行われる債券投資の障害となり、資本の自由な流入を阻害すること、非居住者等の利子所得等はその本国において課税されることとなるため、二重課税に伴う煩瑣な外国税額控除の手続き等を解消することが望ましいこと等を考慮したものと考えられます。

2．わが国への債券投資は投資採算が悪化

一方、わが国では、国債の円滑な流通及び円の国際化の観点から、非居住者等が受け取る振替国債の利子（平成11年度税制改正で措置された「一括登録国債の利子の課税の特例」が改組された。）については源泉徴収の免除措置（非課税措置）が講じられたところではありますが、他の一般公社債については、外国の政府・中央銀行等を除き、非居住者等の受け取る公社債利子等には原則として15%の源泉徴収が課されております。このため、依然として非居住者等にとってこれら債券に対する投資採算は悪化するので敬遠することにならざるを得ません。

3．流通面からも投資を敬遠

これに加えて、流通上の問題もあります。わが国では債券投資につき一定の金融機関等や公共法人等については、その所有期間に対応する利子に対して源泉徴収が免除されますが、このような債券の取引過程に非居住者等が加わるとそのメリットが享受できなくなります。このため、非居住者等は債券を適時・適切な価格で売却できないことになり、流通性の観点からもわが国への債券投資を控えざるを得ません。

4．非課税はわが国市場の発展にも寄与

平成10年4月に全面改正された外為法、同年12月にはいわゆる金融システム改革法が施行され、また、社債等振替法に基づく、一般債（地方債、社債等）の振替決済制度の導入が平成17年後半に予定されているなど、わが国市場の位置付けはグローバル市場の一角として重要とされております。このため、非居住者等に対する非課税措置により、わが国公社債への投資が容易になれば、円の国際化等の見地からもわが国経済の発展に寄与すると考えられます。

国際資本取引の円滑化及び国内公社債市場の活性化を図るとともに、税制の国際的な動向を考慮し、非居住者等の受け取る振替債（国債以外の公社債）の利子等については、源泉徴収を免除（非課税）とされるよう要望いたします。

ホ 外国法人の発行する短期外債（いわゆるサムライ電子ＣＰ）について、発行時の源泉徴収を免除すること

国際的な市場間競争の激化に伴い、グローバルな証券市場の地位確保のため、わが国証券決済システムの構築が喫緊の課題となっています。

わが国においては、まずは短期金融商品の中核をなすＣＰ（コマーシャル・ペーパー）のペーパーレス化が図られ、本年3月より、短期社債等（いわゆる電子ＣＰ）の取扱いが開始されています。

電子ＣＰは、発行者にとっては短期資金の機動的な調達、投資者にとっては機動的な資金運用が可能な短期金融商品であり、発行時に源泉徴収を課すようなことになると、この商品の魅力が損なわれ、低金利下のわが国においては事実上発行が行われないこととなる惧れが高いと考えます。

これらの点を踏まえ、内国法人が発行する電子ＣＰにつきましては、平成１４年度税制改正により、発行時源泉徴収が免除されています。

しかしながら、外国法人が発行する短期外債（いわゆるサムライ電子ＣＰ）は、発行時源泉徴収が課されることとされたままとなっております。

従来の手形ＣＰは、内国法人・外国法人に関わらず同じ開示水準や源泉徴収免除の待遇が等しく与えられておりますので、世界的なグローバルスタンダードである電子化という方向性のなかで、内国法人と比較して外国法人が著しく不利な状況におかれるという状況は、円の国際化の推進や資本市場の厚みの形成という観点からも、早急な対応が求められております。

つきましては、外国法人の発行する短期外債（いわゆるサムライ電子ＣＰ）について、発行時の源泉徴収を免除することを要望いたします。

へ 非居住者・外国法人との債券現先取引の非課税制度について、恒久化又は適用期限を延長するとともに、対象債券の範囲を拡大し、当該取引に過少資本税制を適用しないこと

１．レポ取引とその機能

債券現先取引（いわゆるレポ取引）とは、将来のある時点で債券の売り手が同種同量の債券を予め定めた価格で買戻すことを約した条件付き債券売買であり、経済的実質からみれば取引当事者の合意の下で債券と資金を交換する取引をいいます。この取引においては、債券は実質的な資金貸付けの担保として、逆に資金は債券貸付けの担保として機能します。このようにレポ取引は、担保貸付けの側面を有するものの、レポ取引期間中であれば債券の買い手は当該債券を売却すること、担保として利用することも可能であり、典型的な担保付貸付けとはいえず、債券売買と金融取引の二面性を有する取引といえます。

２．非居住者非課税措置の恒久化等

非居住者等との間で行う債券等によるレポ取引に関しては、取引の安全を確保するために、取引当事者の権利・義務及び債務不履行時の債権、債務関係を明確にした国際標準的な統一契約書（Global Master Repurchase Agreement）に基づき、売買当事者間でレポ・レート（約定レート）の授受並びに担保証券の値洗いに伴う調整金等の授受が行われることとなりますが、当該取引において国内で発生する収益

は税法上源泉徴収の対象となります。

しかし、レポ取引において源泉徴収が行われると取引コストが高くなり、非居住者等との間での活発な取引は到底期待できない（アメリカにおいては取引期間が6か月超、イギリスにおいては取引期間が1年以上、ドイツにおいては取引期間の制約なしに、それぞれレポ取引については、源泉税が課されていない）こととなります。

これらを踏まえまして、平成14年度税制改正により、平成14年4月から平成16年3月末までの間、外国金融機関等が債券現先取引を行う場合には、一定の要件の下に、源泉所得税が課されないこととされております。

つきましては、わが国金融・資本市場の国際化並びにわが国企業の円滑な外貨資金調達の観点から、外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の非課税制度を恒久化又は延長を要望いたします。

3．対象債券の範囲拡大

現行の非課税対象債券については、日本国債、外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券の一部、外国法人が発行し、又は保証する債券の一部とされていますことから、銀行法第14条の2に定める自己資本比率（いわゆるBIS基準）の基準別表第1においてリスク・ウェイト20%までの債券の中から選定されていると考えられます。

現行の法令等では、OECD諸国の銀行については、当該銀行の発行する債券しか認められていないため、例えば、銀行の海外金融子会社が当該銀行の保証付きで発行している債券は対象となりません。また、近年、いわゆる金融コングロマリット化により、ホールディング・カンパニーが数多く設立されておりますが、ホールディング・カンパニーが発行する債券も対象となりません。したがって、既に対象債券とされているものと、BIS基準において同等な債券、つまり、銀行法第14条の2に定める自己資本比率の基準別表第1においてリスク・ウェイト20%までの債券について、対象債券に含めるなど対象債券の範囲を拡大されるよう要望いたします。

4．過少資本税制の適用除外とすること

外資系証券会社は、国外支配株主等からの出資を受けて、日本に支店形態で進出しており、国外支配株主等に当たる海外の関連証券会社との間で、債券現先取引を

積極的に行っています。

平成14年度税制改正により債券現先取引に係る利子が貸付金利子と位置付けられたことに伴い、外資系証券会社が国外支配株主等との間で債券現先取引を行う場合、当該現先取引により発生する現先費用が、負債の利子に該当すると解されることとされています。

この結果、外資系証券会社にとって、現先取引借入金を国外支配株主等から調達したものである場合には過少資本税制の適用を受け、損金算入が制限されることになります。また、過少資本税制の適用を受ける外国法人は債券現先取引に係る利子も課税されることになります。

証券会社にとって債券現先取引は短期金融市場における主要な取引であり、過少資本税制の適用があれば、証券会社は自ずと取引量を減らさざるを得ず、国内投資家の現先取引を通じた外貨預金の調達ニーズへの対応、並びに債券という商品在庫を抱えるディーラーとしての役割も低下せざるを得ません。

つきましては、非居住者及び外国法人との債券現先取引に対して過少資本税制を適用しないよう要望いたします。

ト 非居住者・外国法人に対するＴＢ（割引短期国債）ＦＢ（政府短期証券）の償還差益に係る源泉徴収不適用の適用要件を緩和すること

チ 非居住者・外国法人が保有する振替国債の利子非課税制度について、本人確認の要件を実情に即した制度とすること並びに、適格外国仲介業者が特定振替機関等に振替国債の振替記載等を受ける際の要件を緩和すること

１．源泉徴収不適用の要件緩和

わが国における国債取引の一層の円滑化及び円の国際化に資する観点等から、平成11年度税制改正において、非居住者等が国債振替決済制度の参加者である金融機関等の国内にある営業所等を通じて保有しているＴＢ・ＦＢに係る償還差益については、発行時の源泉徴収が免除されております。

しかしながら、適格外国仲介業者（いわゆるグローバル・カストディアン）に直接口座を開設している海外投資家は、ＴＢ・ＦＢの保有・譲渡が認められておりません。

海外投資家によるＴＢ・ＦＢの保有を促進する観点から、適格外国仲介業者に直

接口座を開設している海外投資家への保有・譲渡制限の緩和を要望いたします。

2．本人確認要件の簡素化等

非居住者等が国債振替決済制度の参加者である金融機関等の国内にある営業所等又は適格外国仲介業者の国外にある営業所等を通じて保有する振替国債の利子は非課税となっておりますが、集団投資スキームの投資者の本人確認手続き（受託者たる「非居住者等」の氏名又は名称及び住所を記載した非課税適用申告書を作成し、特定振替機関等を通じて、日本橋税務署に提出。）が実務上困難な場合が多く、事実上、そのような投資者の多くが非課税制度の適用を受けられない状態であります。

具体的には、年金等のファンドが非課税措置の適用を受けられないケースが多いといわれています。年金等のファンドは法人格を有していないため、外国法人としての本人確認手続きを行うことができないこと、さらに、平成14年度税制改正により認められた「適格外国投資信託」にも該当しないことから、非課税措置の適用を受けるためには、個々の受益者の本人確認を行う必要があります。ファンドにおける個々の受益者を確認することは、物理的な問題も然ることながら、年金等のファンド自身が開示を拒否する場合もあり得ると聞いております。この本人確認手続きの問題が年金等のファンドが日本国債を購入する際の阻害要因となっています。

居住者等が海外を迂回して課税を回避するような行為に対しては、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」を強化する等の防止措置を講ずることにより対応することとし、非居住者・外国法人に該当しない集団投資スキームの海外投資家については外国法人とみなす等の措置を要望いたします。

さらに、現行の制度では、適格外国仲介業者の帳簿における最終保有者の保有状況を詳細に特定振替機関等に通知することとなっていることが大きな事務負担となり、適格外国仲介業者数拡大の障害となっております。非居住者等による国債保有促進のためには、適格外国仲介業者数の拡大が不可欠だと考えられることから、通知義務の廃止又は緩和措置を要望いたします。

投資信託等の活性化に向けた税制措置

イ 公募株式投資信託について、投資者が販売会社への買取請求で換金する際には、投資者に係る譲渡課税を上場株式と同様の税率とするとともに、販売会社がこれを信託財産に対してすみやかに解約請求することを条件に、販売会社が信託財産に対して解約請求した際の源泉徴収を免除すること

公募株式投資信託の所有者である投資者が投資信託受益証券を販売会社に対して買取請求により換金する場合、販売会社はこの受益証券を固有の勘定をもって一旦自己所有とし、その後に信託財産に対して解約請求することになります。

この場合、販売会社には、この受益証券に係る収益に対して、所得税 7 % が源泉徴収されます。しかし、その税額のうち買取請求を受けたときまでに発生した収益に対応する分は本来、投資者が負担すべきものであるため、販売会社が買取請求に対して投資者に支払う換金価格はこの点を考慮し、投資者が負担すべき所得税相当額を控除（特別控除）したものとしております。

一方、投資者は、換金価格で控除された所得税相当額の他にも、販売会社に対する受益証券の譲渡して課税される譲渡益課税 26 %（所得税 20 %、住民税 6 %）も納めるため、実質的に配当課税と譲渡益課税とが二重に課税されることとなります。この場合、公募商品として多数の投資者に購入される商品でありながら、上場されていないために、非上場株式と同様の税率が適用されております。

このため、投資者が販売会社に対買取請求による換金を行った場合についても、解約請求による換金を行った場合と同様の取扱いとなるよう、譲渡所得に対する税率の見直しと販売会社が信託財産に対して解約請求した際の源泉徴収が免除されるよう要望いたします。

ロ 不動産投資法人等について、株式に対して税制上の優遇措置や贈与・相続に係る軽減措置が手当てされる際には、同様の措置を講じること

ハ 不動産投資法人等が現物不動産を売買する際に適用されている登録免許税を撤廃すること。少なくとも平成 16 年 3 月 31 日まで適用されている登録免許税

の軽減措置を延長すること

ニ 不動産投資法人に対して支払配当損金算入要件の一つとして課されている出資制限については、不動産・不動産信託受益権等を主たる投資対象とする特定目的会社の優先出資証券への投資に関する制限を撤廃すること。また、不動産・不動産信託受益権等を主たる投資対象とする匿名組合契約に係る匿名組合出資については、制限対象に含まれないことを明確化すること

ホ 不動産投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金算入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること

ヘ 不動産投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件については、その判定上、利益超過分配金額を分母の額に含めないよう手当てすること

ト 証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金算入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること（特に、未公開株式を組入れたベンチャー証券投資法人において、組入れ未公開株式の評価を減損した場合、税務上との乖離が発生する可能性がある。）

1. 登録免許税

不動産投資法人等に係る登録免許税の税率は現在、軽減措置が手当てされていることから、一般の事業法人1%に対し不動産投資法人0.6%となっております。ただし、不動産投資法人に係る税率0.6%は平成16年3月31日までの適用とされており、期間経過後は本則の2%が適用されることとなります。一方、一般の事業法人に係る税率1%は平成18年3月31日までの適用とされています。（期間経過後は本則2%適用）

このため、平成16年4月1日より平成18年3月31日までの間については、不動産投資法人の方が一般の事業法人に比べ税負担が重たくなるという不均衡が生じます。

これは不動産投資法人に軽減税率が適用されることとなった平成13年度与党三党税制改正大綱において「不動産の証券化を促進するために特定目的会社、投資法人等のスキームが整備されたことから、実物不動産の流動化へのインセンティブを与えるため、一定のSPC（特定目的会社）投資信託、投資法人が不動産を取得した場合の登録免許税及び不動産取得税について軽減措置を講ずる。」とされたことに

反しますので、不動産投資法人等が現物不動産を売買する際に適用されている登録免許税を撤廃するあるいは延長するよう要望いたします。

2．不動産投資法人等の普及に資する措置

少額な資金で投資でき、運用は不動産投資の専門家が投資家に代わって行う不動産投資法人等の商品は、将来設計のための資産形成を行う個人投資家にとっては有力な商品の一つとなるとともに、不動産市場に個人投資家の資金を呼び込むことも可能とする等の効果があることから、その普及に多くの期待がかけられております。

このため、株式に対して税制上の優遇措置や贈与・相続に係る軽減措置が手当てされる際には、不動産投資法人等にも同様の措置が講じられるよう要望いたします。

また、不動産投資法人等が今後も健全に発展し普及していくため、不動産投資法人に対して適用されている税制上の出資制限（一発行会社の発行済み株式の総数または出資金額の50%以上に相当する数または金額の株式または出資を有していないこと）について、不動産・不動産信託受益権等に投資する特定目的会社の優先出資証券への投資の場合は制限を撤廃すること、不動産・不動産信託受益権等を主たる投資対象とする匿名組合契約に係る匿名組合出資については、制限対象に含まれないことを明確化することを要望いたします。

さらに、不動産投資法人を含む投資法人には、配当可能額（利益）の90%超を事業年度中に投資家に分配することが、その配当額に対する法人税が免除されるための要件の一つとされております。しかしながら、会計上の利益として配当可能額の90%超を分配したものの、課税上の所得として判定した場合に、これに満たないことも起こり得るため、そのための宥恕規定を導入することや、90%超配当要件を判定する上での計算式において、配当可能額（利益）を超過して分配した場合の金額を分母の額に含めないよう手当てすることを要望いたします。

確定拠出年金制度等に関する税制措置

- イ 特別法人税を撤廃すること
- ロ 拠出限度額を引き上げること
- ハ 制度上、企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講じること

現在わが国では、少子・高齢化が急速に進展しており、公的年金制度の改革論議が盛んになっていますが、こうした状況の中、国民の老後生活を安定させるためには、公的年金制度と私的年金制度の相互補完による所得確保がますます重要な政策課題となっています。

その施策の一環として、平成13年10月に確定拠出年金制度が導入されましたが、同制度は企業型において採用が徐々に増えるなどの傾向が伺えるものの、個人型も含め未だ十分に普及されたものになったとはいえません。

同制度が公的年金制度を補完するものとして十分に機能し、広く国民に普及された制度となるよう、拠出限度額については老後の所得を保障するに十分な額が確保できる水準に引上げることがを要望します。また、年金資産の運用コストを引き下げる観点で現在凍結されている積立金に対する特別法人税を撤廃することを併せて要望いたします。さらに、企業型は会社による掛け金の拠出のみであり、個人である従業員がこれに上乘せすることはできませんが、これが認められる際には税制上の措置も合わせて講じられるよう要望いたします。